

埼玉県庁のタイムカプセル

— 県庁舎定礎式関係行政文書から —

芳賀明子

はじめに

現在の埼玉県庁の本館は、昭和二十三（一九四八）年十月の旧県庁舎の火災⁽¹⁾の後、昭和二十五年八月から同三十年にかけて、四期にわたる工事により建設された建物である。⁽²⁾ 本年、平成二十二（二〇一〇）

年は、県庁舎の第一期工事の開始から六十年目にあたり、この県庁舎本館は、人間でいえば六十歳の還暦を迎えることになる。

この本館の南玄関の車寄せの外壁部分には、「定礎 昭和二十五年十一月十五日 埼玉県知事 大沢雄一⁽³⁾」と刻された定礎石が埋め込まれているが（写真1）、その地下にあたる玄関の中央柱の下に、埼玉県庁のタイムカプセルともいえる「定礎



写真1 定礎石（県庁南玄関車寄せ外壁）

箱」が眠っていることは、あまり知られていない。

そこで、本稿では、定礎箱が埋められた六十年前の定礎式の様子と、その箱の中身について、当館に収蔵されている行政文書『昭和二十五年 建築課 県庁舎新築工事定礎式関係書類』（以下「簿冊」という。請求番号 埼玉県行政文書一一三九〇）から紹介してみたい。

一 定礎式について

埼玉県庁舎新築工事の定礎式は昭和二十五年十一月十五日午前十一時から、県庁敷地内の建設工事現場で挙行された。この西洋風の定礎式を行うことは、簿冊の起案文書からみると、県庁舎建設顧問の一人である北沢五郎博士⁽⁴⁾の意見によるものであった。以下は簿冊の北沢博士の意見の部分である。

「元來定礎式は、西洋における仕来りであつて、日本在來の儀式としては、概ね次の如き順序方式である。一、地鎮祭、二、木作り始め、三、基固式（モトヒカメ式）、本儀式が定礎式に該当する、四、上棟式、五、竣工式。日本在來におけるこれらの儀式は、元來建築の由

来、建築関係者等を後生に伝えんとする意味と、災害防止の縁起のため行われたものである。

前述の通り定礎式と称するのは、西洋の方式ではあるが、現在の日本においても洋風建築の場合は、定礎式を挙行すること多く、この場合は建築に関する記録を地中に埋設し置くを通例とする。定礎式挙行の時期については既定の方式がないけれども、地階床の配筋（全部又は一部）が出来た場合を適当の時期としているのが通例である。地中埋設の方式についても、一定したものがないが、現在普通行われている方式としては、建設由来記と建築関係者名簿を金属製の箱の中に格納して、これを床版下の適当箇所に埋設し置くようである。県庁舎の場合ならば、儀式として知事とその箱の上にシヤベル等でコンクリート又はモルタルを置くのが適当と思われる。（北沢顧問の意見）

当日の式の様子は、当館が収蔵する埼玉新聞社の報道写真に遺されている⁽⁵⁾。式は工事現場の会場にテントを張り、木製の椅子を並べて行われた（写真2）。簿冊の出席者名簿によれば、三百三十八名の招待者中、二百三十九名が出席し、その中には、関東情報部長・埼玉情報部長・関東民事部長官の三名の米



写真2 知事式辞・定礎式会場

人が含まれている⁽⁶⁾。

式次第は次の通りであった。一、開会の辞（県庁舎建設事務所長）、一、式辞（知事）、一、来賓の祝辞、一、定礎の儀 ①建設記念品埋設（知事）、②基固（コンクリート打込 知事、県議会議長、県庁舎建設事務所長）、一、閉式、終了後の行事、一、獅子舞の奉仕（松伏領村伝統の悪魔除けの獅子舞）、二 招宴の開催（県会議事堂）。

知事の式辞の後、連合軍情報部関係者、県議会議長、浦和市長、県町村長会長、浦和地方裁判所長が祝辞を述べたが、報道写真からみると、二人の米人が祝辞を述べていることがわかる⁽⁷⁾。（写真3・4）。なお、この日の大沢知事の式辞、轟県議会議長⁽⁸⁾・梶村浦和地方裁判所長の祝辞は、当日使った墨書の奉書がそのまま簿冊に残されており、その内容を知ることができる。（補註1〜3）



写真3 米人祝辞（右は通訳）



写真4 米人祝辞（右は通訳）

その後、定礎箱が地中に埋設された。知事が箱を防水コンクリートの升に入れて蓋をした後、知事・県会議長・庁舎建設事務所長がその上にコンクリートをスコップを使って置き、儀式は終了した(写真5)。

式の後には、松伏領村伝統の悪魔除けの獅子舞が奉仕された(写真6)。

また、簿冊には、「尚、定礎式終了後、建物内部仕上げの際、前記中央柱の下部に定礎の文字及び年月日、知事名等を彫刻した石を据付くるものとする。」との記述があり、これに基づき、後日、南玄関寄せの外壁に、冒頭で紹介した定礎石が取り付けられたのである。



写真5 埋設される定礎箱



写真6 松伏領村の獅子舞

二 定礎箱に入れられた建設記念品

それでは、定礎箱には何が入れたのだろうか。簿冊によれば、次の四点である。①県産和紙に墨書された「建設由来記」、②県産最優良和紙に墨書された「建設関係者名簿」、③昭和二十五年発兌の紙貨幣(千円札、百円札、五円と一円の貨幣)、④定礎式執行者名(大沢知事)と定礎式挙行年月日を記録した書類。

次に、その一つ一つをみていきたい。

(一) 建設由来記

建設由来記は、簿冊では、第一案と第二案が起案されている。第一案の方が県庁再建までの経過が詳述され興味深いが、大沢知事は「簡潔である」という理由で第二案を採用した。ここでは、県庁舎建設の足どりを辿るため、両案とも紹介してみたい。

〔第一案〕 埼玉県庁舎建設由来記

旧埼玉県庁舎は、昭和二十三年十二月二十五日午後十一時五十分頃、火災発生のためその大部分が焼失したので、新庁舎を旧県庁舎敷地に建設することになった。

旧県庁舎は、明治十八年埼玉県庁を浦和に置くことに決定されたので、明治二十四年木造二階建外壁洋風の県庁舎が新築され、その後改増築を加えて、罹災当時の総延坪数は、本館、別館、議事堂及びその付属建物を合して三、四二二、九六坪であった。

火災発生の原因は現在なお不明であるが、その罹災の程度は、本館

八八二、〇〇坪が全焼、別館八七三、〇〇坪が全焼、他の別館二一一、〇〇坪が半焼で、合計一、九六六、〇〇坪が焼失した。

旧県庁舎罹災に伴い、当時の西村実造知事¹¹⁾は直ちに臨時県議会を召集して、県庁舎復興対策委員会を設置し、新庁舎建設計画の推進を図り、昭和二十四年三月県議会に新県庁舎建設用資材費として一〇、〇〇〇、〇〇〇坪の予算案を提出し可決された。

旧県庁舎罹災後における各部課は、とりあえず浦和市内数箇所に分散配置をして事務執行に当たったのであるが、事務能率の低下は勿論、外来者等にも多大の不便を与える実情であったので、浦和市北浦和町にある運輸省所管の東京地方施設部庁舎を買収すると共に、新增築模様替工事等を施行して現在に至った。

昭和二十四年三月西村実造知事が退職し、副知事吉田忠一氏が知事代理となり、更に昭和二十四年五月二十八日、当時の県総務部長大沢雄一氏が埼玉県知事に公選されたので、新知事の手により、昭和二十四年度及び昭和二十五年度の継続事業として、二、七〇〇、〇〇坪程度の地下一階地上五階鉄筋コンクリート造りの新庁舎を第一期建設として施行することに決し、昭和二十四年度分として五一、三六六、〇〇〇坪の建設費予算案を昭和二十四年十月県議会に提出して可決された。次いで昭和二十五年当初步算において七七、八二六、三九〇坪の建設予算案を県議会に提出し可決されたので、前記の資材購入費一〇、〇〇〇、〇〇〇坪を含めて、新庁舎建設総予算は一三九、一九二、三九〇坪となった。なほこれに要する財源としては、寄付金、宝くじ

収益金、起債及び一般収入によることにした。

新庁舎建設予算が決定されたので、直ちに建設大臣に建築許可申請書を提出したところ、昭和二十四年十二月二十六日付をもって許可があったので、次いで新庁舎建設敷地の決定が計画された。新庁舎建設敷地の決定に関しては、さきに昭和二十四年十二月県庁舎復興対策委員会委員十五名及び県関係職員が富山、石川、福井の各県庁舎を実地に視察した結果、旧県庁舎敷地では狭少であり、少くとも一〇、〇〇〇坪程度の敷地が必要であることに意見の一致を見た経緯があり、また罹災直後の臨時県議会当時から、旧県庁敷地を希望する浦和市と、移転を希望する大宮、熊谷両市から夫々陳情があつて、県議会においても激しい賛否両論が闘わされたが、昭和二十五年二月県議会において、投票による表決の結果、浦和市に置くことが決定された。

新県庁舎建設地の決定を見たので、大沢知事は県政百年の中核体を形成する理想的な新庁舎建設の構想の下に、その設計に当っては慎重の上にも慎重を期する意味から、日本における高層建築物設計技術の最高水準を行く技術顧問を招聘することに決意し、昭和二十五年二月二十日、日本建築学会会長である工学博士吉田亨二氏¹²⁾の御来県を乞い、技術顧問委嘱に関する打合せをなし、吉田博士に顧問就任方を懇請すると共に、適任者の選定推薦方を依頼した。その結果、昭和二十五年四月、日本における地質地盤、構造関係の権威である工学博士北沢五郎氏と意匠設計の権威である工学士渡辺仁氏¹³⁾が推薦され技術顧問に委嘱された。

新県庁舎（議事堂を含む）の建設に当っては、先づ敷地の選定調査が先決条件であるので、顧問において旧県庁舎敷地及び付近県有地を数回にわたり調査された結果、旧県庁舎敷地を中心として西側民有地の一部が敷地として必要なことが技術的に結論され、更に地質調査のため敷地内三箇所を二十日間にわたり地耐力試験の結果、高層建築物に最も適した地質地盤であることが技術的に立証された。

次に設計に關しては、主として技術顧問に委嘱したのであるが、大沢知事の基本的構想としては、当初から、二百万県民に親しまれる民主的な外観内容を具備した、健康的な執務能率のあがる近代的庁舎を建設することに重点を置かれたので、その旨技術顧問に要請すると共に、一般県民及び県庁職員からの新庁舎設計に關する希望を充分考慮に入れる手段を講じた。よつて技術顧問においても真に県政百年の中心核体である二百万県民のための県庁である意義を充分に具備する設計図の作成に努力された。

新庁舎建設の基本設計の完成に伴い、建設業務の円滑な執行を図るため、昭和二十五年五月二日埼玉県庁舎建設事務所が設置されると共に、県庁舎建設に關する重要事項について、知事の諮問に應ずる機関として、昭和二十五年五月二日県庁舎建築委員会が設置され、知事を委員長、県議会議長を副委員長とし、県會議員、市町村関係者、県職員及び学識経験者からなる三十名の委員が委嘱又は任命された。

よつて昭和二十五年六月九日第一回県庁舎建築委員会が開催され、大沢知事及び三顧問から基本設計図A案及びB案につき詳細説明し諮

問に付した結果、B案採択に決定したので、更に知事からその顛末を昭和二十五年六月県議會に報告して、その承認を得た。

昭和二十五年八月本設計が完了したので、第一期建設工事である前記二、六五五、六〇坪の建築工事中とりあえず骨組工事のみを請負に付することにしたのであるが、本工事は最も重要工事である關係上、請負者の選定には特に慎重を期し、業界知名の建設業者十三名を指名して昭和二十五年八月二十一日競争入札に付した結果、工費二六、八五〇、〇〇〇円をもつて株式会社竹中工務店に落札し、昭和二十五年八月二十五日から工事に着手した次第である。

なほ前記の通り第一期建設としては、延坪二、六五五、六〇坪であるが、全体の構想としては、建坪一、一一八、七五坪、延坪六、七一一、五〇坪、総五階建地下一階であつて、外に県議會議事堂三階建延坪五〇九、〇〇〇のものとする計画である。」

〔第二案〕 埼玉県庁舎建設由来記

明治二十四年建築された旧埼玉県庁舎は、昭和二十三年十月二十五日午後十一時五十分頃、火災発生のためその大部分が焼失したので、新庁舎を旧県庁舎敷地に建設することになった。

旧県庁舎罹災に伴い、当時の西村実造知事は、直ちに臨時県議會を招集して、県庁舎復興対策委員會を設置し、昭和二十四年三月県議會に新庁舎建設用資材費として一〇、〇〇〇、〇〇〇〇円の予算案を提出して可決された。

昭和二十四年三月西村実造知事が退職され、当時の県総務部長大沢

雄一氏が同年五月二十八日知事に公選されたので、新知事の手により、昭和二十四年度及び二十五年度の継続事業として、二、七〇〇、〇〇坪程度の地下二階地上五階鉄筋コンクリート造りの新庁舎を第一期建設として施行することに決し、資材購入費一〇、〇〇〇、〇〇〇円を含めて新庁舎総建設費一三九、一九二、三九〇円の予算案が県議会に提出して可決された。

新県庁舎建設の場所に関しては、旧庁舎罹災直後の臨時県議会当時、浦和、大宮、熊谷の三市からその設置方につき夫々陳情があり、県議会においても激しい賛否両論が闘わされたが、昭和二十五年二月県議会において投票により表決の結果浦和市に置くことが決定された。

新県庁舎建設地の決定を見たので、大沢知事は、県政百年の中核体を形成する理想的な新庁舎を建設する構想の下に、その設計に当っては慎重の上にも慎重を期する意味から、日本における高層建築物設計技術の最高水準を行く、技術顧問を招聘することに決意し、昭和二十五年二月二十日日本建築学会会長である工学博士吉田亨二氏の御来県を乞い、技術顧問委嘱に関する打合せをなし、吉田博士に顧問就任方を懇請すると共に、適任者の選定推薦方を依頼した。その結果、昭和二十五年四月、日本における地質地盤、構造関係の権威である工学博士北沢五郎氏と、意匠設計の権威である工学士渡辺仁氏が推薦され、技術顧問に委嘱された。

新県庁舎(議事堂を含む)の建設に当っては、先づ敷地の選定調査が先決条件であるので、顧問において調査の結果、旧県庁舎敷地を中

心として、西側民有地の一部が敷地として必要なことが技術的に結論され、更に敷地内の地質地盤を調査したところ、高層建築物に最も適した地質地盤であることが技術的に立証された。

次に設計に関しては、大沢知事の基本的構想として、当初から、二百万県民に親しまれる民主的な外観内容を具備した、健康的な執務能率のあがる近代的庁舎を建設することに重点を置かれたので、その旨技術顧問に要請すると共に、一般県民及び県庁職員からの希望を充分考慮に入れる手段を講じた。

新庁舎建設の基本設計の完成に伴い、建設業務の円滑な執行を図るため、昭和二十五年五月二日埼玉県庁舎建設事務所が設置されると共に、知事の諮問機関として県庁舎建築委員会が設置された。よって、昭和二十五年六月九日第一回県庁舎建築委員会を開催して、大沢知事及び三顧問から基本設計図A案及びB案につき詳細説明し、諮問に付した結果、B案が採択されたので、更に知事からその顛末を昭和二十五年六月県議会に報告してその承認を得た。

昭和二十五年八月本設計が完了したので、第一期建設工事である前記二、六五五、六〇坪の建築工事中、とりあえず骨組工事のみを請負に付することにしたのであるが、本工事は最も重要工事である関係上、請負業者の指名には特に慎重を期し、昭和二十五年八月二十一日競争入札に付した結果、工費二六、八五〇、〇〇〇円をもって株式会社竹中工務店に落札し、昭和二十五年八月二十五日から工事に着手した次第である。

なお、前記の通り第一期建設としては延坪二、六五五、六〇坪であるが、全体の構想としては、建坪一、一一八、七五坪、延坪六、七一
二、五〇坪、総五階建地下一階であつて、外に県議会議事堂三階建延
坪五〇九、〇〇坪のものとする計画である。」

この第二案の建設由来記が採用され、和紙に墨書きされ、定礎箱に入れられた。

(二) 建設関係者名簿

表紙には、「昭和二十五年十一月十五日 埼玉県庁舎建設工事関係者名簿 埼玉県」と題され、中の人名は別表のとおりである(別表)。全部で百十五名の名前が列記されている。

(三) 昭和二十五年発兌の紙貨幣

当時の千円札(聖徳太子の図柄)、百円札(板垣退助の図柄)と貨幣が入れられた。

(四) 定礎式執行者名、式挙行年月日の記録

「昭和二十五年十一月十五日

埼玉県庁舎建設定礎式執行者名並びに定礎式挙行年月日の記録

埼玉県

「一、定礎式執行者 埼玉県知事 大沢雄一

一、定礎式挙行年月日 昭和二十五年十一月十五日建設工事現場

埼玉県庁のタイムカプセル(芳賀)

において挙行

この二枚の書類も、他の書類同様、和紙に墨書きされ、入れられた。」

おわりに

先日、約百人の県職員が参加した研修会で尋ねたところ、定礎箱の存在を知っていた人は一名だけであつた。県庁舎の定礎式から六十年目を迎えようとする今、文書館に保存されている行政文書から定礎箱の中身を紹介し、「建設由来記」から県庁の建設時の様子を振り返ることも意味があると思ひ、簡単ではあるが稿を起してみた。なお、写真資料については川島浩氏の御教示を得た。感謝申し上げます。

(平成二十二年一月記)

(別表) 埼玉県庁舎建設工事関係者名簿

* 原文は縦書

埼玉県知事	大沢 雄一	同 浦和市長	松井 計郎	同	高橋 一博
同 第一副知事	飯塚 英助	同 大宮市長	津川 辰政	同	高須 七三郎
同 第二副知事	松山 義雄	同 埼玉県町村議会議長	小林 貞治	同	笠間 茂平
同 出納長	石川 正一	同 児玉郡町村長会長	中島 一十郎	同	猪鼻 精寿
同 副出納長	三郎丸 勲三	同 埼玉県町村長会長	真中 麟	同	山田 豊治
同 総務部長	守屋 陸蔵	同 大里郡町村長会長	馬場 栄一	同	吉野 一之助
同 民生部長	水野 六郎	同 埼玉県町村長副会長	小川 文章	同	栗原 増太郎
同 衛生部長	金井 進	同 埼玉県教育委員会委員長	水村 善太郎	同	佐久間 鎮雄
同 農林部長	坂村 吉正	県会議長	轟 安雄	同	金子 弥二郎
同 経済部長	石井 秀平	県会議員	瀬山 通	同	田島 実衛
同 労働部長	佐藤 八郎	同	武井 重朗	同	野中 彦十郎
同 土木部長兼県庁舎建設事務所長	高野 宗久	同	石井 保	同	佐山 耕三
同 農地部長	鈴木 寿	同	君塚 蛟	同	野本 武一
同 知事室長	栗原 浩	同	松岡 弘基	同	岩上 弥三郎
同 土木部管理課長兼県庁舎建設事務所次長	宇野 俊一	同	田中 弁次郎	埼玉県庁舎建設事務所庶務課長	柴田 賢治郎
同 総務部財政課長	大高 義賢	同	石川 求助	同 工務課長	鈴木 英一
顧問 工学博士	吉田 享二	同	栗原 正一	埼玉県庁舎建設事務所職員	小林 利一
同 工学博士	北沢 五郎	同	片倉 鷹人	同	常見 正富
同 工学士	渡辺 仁	同	長谷部 秀邦	同	山田 文男
埼玉県土木部監理課長	一ノ瀬 佐一	同	山口 正一	同	野中 健
県庁舎建築委員会副委員長県会議員	染谷 清四郎	同	宮崎 菊次	同	柿ヶ原 慶子
県庁舎建築委員会委員県議会副議長	関根 憲治	同	森田 正雄	同	武林 忠
同 県会議員	江部 賢一	同	加藤 松年	同	佐藤 正一
同 同	関口 佐源太	同	坂崎 登	同	吉野 常蔵
同 同	町田 憲	同	鈴木 清助	同	福中 亨
同 同	桑田 愛三	同	高橋 八郎	同	古川 昭二
同 同	新井 儀造	同	田沼 年次	同	佐川 弘太郎
同 同	松本 倉治	同	大谷 国道	同	長谷川 元信
同 同	小林 貫司	同	山本 晴士	同	斉藤 幸雄
同 同	荒井 政太郎	同	上原 孝助	同	内桶 卓
同 同	中村 弥太郎	同	関根 恒吉	同	石原 秀夫
同 浦和地方裁判所長	梶村 敏樹	同	新井 万平	同	竹田 一郎
同 浦和地方検察庁検事正	飯沼 栄助	同	小谷野 常作	株式会社竹中工務店東京支店長	浜尾 安一
同 埼玉大学長	新関 良三	同	田辺 喜太郎	同 建設現場主任	岩崎 萬治郎
同 国家警察埼玉県東部警察隊長	山田 正雄	同	大藤 暉一	同 建設現場副主任	徳永 喜八郎
同 埼玉新聞社長	板谷 幸太郎	同	石川 伊久	県砂利採取事務所長	岩井 武信
同 朝日新聞社浦和支局長	平栗 竹男	同	斉藤 一布	日本通運株式会社浦和支店長	高倍 玉城
同 読売新聞社浦和支局長	渡辺 藤四郎	同	赤山 源助		
同 川口市長	田中 徳太郎	同	田中 栄三郎		

註

- (1) 県庁火災については、『埼玉新聞 昭和二十三年十月二十七日 第一四六四号』（請求番号 県史・新聞452）参照。埼玉新聞社が撮影した報道写真「県庁の大火」（十八枚）（請求番号 埼玉新聞社写真カード集 1 C22105 No1351152）については、紙焼き版が当館閲覧室で閲覧できる。また、『埼玉県行政史 第三卷』（埼玉県 昭和六十二年刊）、『新編埼玉県史 通史編7 現代』（埼玉県 平成三年刊）にも記述されている。
- (2) 県庁舎新築工事については、『埼玉県庁舎建設工事報告書』（埼玉県庁舎建設事務所 昭和三十年刊）参照。また、各期の工事関係簿冊が当館に保存されている。
- (3) 大沢雄一（明治三十五年生、昭和五十九年没）は第四十三代（昭和二十四年三月〜三十一年七月）埼玉県知事。県の教育部長・内務部長・総務部長を務め、昭和二十四年の第二回の知事公選で当選。
- (4) 北沢五郎は埼玉県新庁舎建築顧問の工学博士。昭和十七〜十八年の日本建築学会副会長。
- (5) 埼玉新聞社報道写真「県庁舎定礎式」（六枚）（請求番号 埼玉新聞社写真カード集12 C22116 No15511556）は、紙焼き版が当館閲覧室で閲覧できる。
- (6) 簿冊に綴じられたメモによると、関東情報部隊長レッパー（Lt.Col.William R.Lepper）・埼玉情報部隊長メイ（May.Theo.J.Deoff）・関東民事部長官デートン大佐（Dayton, Julian）の三名であった。
- (7) 註（6）の内の二人。
- (8) 轟安雄は明治二十七年大里郡男衾村（現寄居町）出身。昭和二十二年

埼玉県庁のタイムカプセル（芳賀）

より県議会議員に五期在職。同二十五年第二十五代県議会議長に就任。民主自由党県支部長。

- (9) 梶村敏樹は浦和地方裁判所に昭和二十三年八月〜三十二年十二月まで在籍。著書に、『戦時司法特別法』（巖松堂書店 昭和十八年刊）がある。
- (10) 松伏領村の獅子舞は正保三年（一六四〇）疫病・悪魔除けに舞ったのが始まりといわれる。『松伏町史 民俗編』（松伏町 平成十三年）『埼玉県の民俗芸能』（埼玉県教育委員会 平成四年）参照。この定礎式への奉仕は、松伏領村長からの申出によるものであったことが簿冊に残る手紙からわかる。「残暑甚敷折柄、日夜県政に御精進、謹んで感謝申し上げます。さて、懸案の県庁舎建築計画も御骨折の結果、其の緒につきましたことハ御同慶の至りであります。ついてハ無事完成に至ることハ二百万県民の熱望する処であります。甚だあつかましい申出で恐入ますが、本村大字松伏で伝統の悪魔除の獅子舞を奉仕して邪気を払ひ、御工事御成功を禱りたいと熱願して居ます。是非御いれいたゞきたいものです。如何でせうか。不日拝顔の上に委細申し上げます。八月十八日 松伏領村長 山崎悦三 大沢長官殿」県は村長の申出を受け、獅子舞の奉仕を依頼し、当日は二十名が参加した。県は後に、村長宛てに感謝状を贈呈している。
- (11) 西村実造（明治二十六年生、昭和二十五年没）は、第四十代（昭和二十一年一月〜二十二年三月）・四十二代（昭和二十二年四月〜二十四年三月）埼玉県知事。
- (12) 吉田亨二は、明治二十年生まれ。東京帝国大学建築学科卒。専門は建築材料学。昭和二十四・二十五年日本建築学会会長。昭和二十五年に埼玉県新庁舎建築顧問に就任。翌二十六年没。建築物としては、「日本民

芸館本館」等を手がける。

(13) 渡辺仁は、明治二十年生まれ。東京帝国大学工科大学建築学科卒業。

歴史主義の様式のほか多岐にわたるスタイルの建築物を設計した。代表作は、和光（旧服部時計店）、第一生命館などがある。昭和四十八年没。

補註1 知事式辞

「式辞

本日ここに、菊花薫る爽冷の佳月におきまして、多数来賓各位の御来臨を辱うし、埼玉県庁舎建設の定礎式を挙行することを得ましたことは、私の望外の喜びとするところであります。この機会におきまして、来賓並びに一般県民各位から賜りました絶大な御協力と御援助に対し、衷心から深く感謝の意を表する次第であります。

本建設工事は、昭和二十三年十月二十五日原因不明の火災発生のため、旧埼玉県庁舎の大部分が焼失いたしました関係上計画されたものでありまして、昭和二十五年二月県議会において、新庁舎を浦和市に建設することが決定され、更にこれが建設工事費として、とりあえず第一期分総額一億四千万円の予算が県議会において可決されまして、着工の運びにいたった次第であります。

新庁舎建設に関する基本的構想といたしましては、県政百年中核を形成する理想的な庁舎、つまり、真に二百萬県民に親しまれる民主的な外観内容を具備した、健康的で執務能率のあがる、近代的庁舎の建設に重点を置いたのであります。従いまして、その設計に当たりましては、現代日本における高層建築物設計の最高権威である吉田亨二、北沢五郎、渡辺仁の三氏を技術顧問に委嘱いたしまして、その万全を期した次第であります。

更に一般県民からの希望を充分考慮に入れる手段を講じまして、真に県民のための県庁である意義を、十二分に具備する設計の完成に努力いたした次第であります。

次に本建設事業の重要性に鑑みまして、その業務の円滑執行を図るため、これが実施機関として県庁舎建設事務所を設置いたしますと共に、重要事項に関する諮問機関として、県会議員、市町村長、県職員及び学識経験者をもって構成する、県庁舎建築委員会を設置する措置を講じまして、建設業務の執行に万遺漏なきを期した次第であります。

かくして技術顧問におかれても、右の基本的構想に基く設計図の作成に鋭意努力いたされまして、数種の基本的設計図の完成を見ましたので、これを県庁舎建築委員会の諮問に付すると共に、更に県議会承認を得まして、本建設工事が本極りとなつた次第であります。

本建設工事の請負に關しましては、諸般の都合上、とりあえず骨組工事を請負に付することにしたのであります。業者の選定には特に慎重を期し、業界知名の建設業者十三名を指名いたしまして競争入札に付した結果、株式会社竹中工務店に落札し、現在同工務店の手により施工中であるのであります。

なお、新庁舎建設の全体の構想といたしましては、建坪約一千百八十八坪、延坪六千七百七十二坪、総五階建地下一階の鉄筋コンクリート造りでありまして、この外県議会議事堂三階建延約五百九坪を建設する計画となつております。

以上は新庁舎建設の経過と工事の概要であります。来賓各位におかれましては、今後共、何卒県民のための県庁舎完成に絶大な御援助と御指導を賜るよう衷心から希望して已まない次第であります。

昭和二十五年十一月十五日

埼玉県知事 大沢雄一

補註2 県議会議長祝辞

「祝辞

本県に於ける歴史的意義ある県庁舎新築の定礎式を挙行せらるゝに当りまして一言祝辞を申し上げる機会を得ましたことは、私の尤も欣快とする処であります。

思ひ起せば、旧庁舎は一昨年十月不慮の災火に罹り、一瞬にして烏有に帰したのであります。全県民の驚愕と注視の裡に、県議会は時を移さず中村議長によって全議員の参集を求められ、急摺罹災対策と庁舎再建の為緊急協議会を開いたのであります。其後庁舎復興特別委員会を設置し、同小委員会によって、富山、新潟、福井等各県の調査を了し、又敷地に關しましては浦和、大宮、熊谷等からその設置方の要望がありましたので、多少の右余曲折はありましたが、本年二月の定例議会に於て、現位置に再建することに確定を見たのであります。

次いで当局は直ちに庁舎建築委員会を設置すると共に、一方建築学会の権威であられる建築学会長吉田博士、地質高層建築の権威であられる北沢博士、意匠設計の権威であられる渡辺学士等我国斯界の最高峰の方々を顧問として設計も立派に出来まして、茲に能率主義の県民に親しまれる民主的且品位ある庁舎の建築が出現することになり、茲に定礎式を挙ぐる運びになりました。事は誠に県行政の為慶賀の至りでありまして、満腔の祝意を表する次第であります。

此の記念すべき大工事が、現代建築界に雄飛致して居ります竹中工務店に

埼玉県庁のタイムカプセル（芳賀）

よつて進められる事でありませう。願はくば見事に之が完遂を期せられ、庁舎の威容の輝かしさが同店の輝かしい業績として万代に誇り得る様、一層の精進を加へらるゝことを祈念して止みません。

本日の盛儀に望みまして一言所懐の一端を申述べまして祝辞と致します。

昭和二十五年十一月十五日

埼玉県議会議長 轟安雄

補註3 浦和地方裁判所長祝辞

「祝辞

天地清爽の氣に満つる本日、埼玉県庁々舎建設のお芽出度い定礎式にお招き下さいました上、県下各官公衛を代表して祝辞を申延べる機会をお与え下さいましたことは、私としてこの上もない光栄に存じます。

旧埼玉県庁々舎は、明治の初年、現在の浦和市を県都と定められるに際つて建設された由緒深いものであったと承るのであります。一昨年秋、不幸祝融の見舞うところとなつたことは、返す返すも残念に存するのであります。

然し乍ら、大沢知事を始め県政要路の方々には、夙に庁舎の復興計画を樹てられ、その熱意と英断は県議會を通じて二百万県民を動かし、この旧庁舎敷地内に庁舎の再建工事に着手する運びとなつたのであります。しかも、新庁舎は財政困難の折柄にもかゝらず、その規模と云い構造とい、はるかに旧庁舎をしのぎ、首都東京の閨門に當る当県々政の殿堂たるにふさわしい設計のように承るのであります。今日こゝにその新営工事の礎石を定められましたことは、まことに感激深く慶祝に堪えない次第であります。

終戦を契機として、諸政更始一新の途上にある我国と致しまして、行政諸機構の整備充実と円滑迅速なる運営こそ民意の暢達に重大なる關係を有する

ものでありますが、これがためには庁舎等施設の完備にまつものが多いのでありまして、分散仮庁舎の不便と不自由とを身に沁みて感じて居ります。

この際、威容堂々たる県庁々舎の新築されることは、極めて時宜に適したるものと考えます。願わくは、工事担当者を始め県当局の方々におかれては、この庁舎の工事が一日も早く竣工し、最も堅固にして而かも最も明朗優美に民主県政のシンボルとして永く県民に親しまれるものとなりますよう御努力下さらんことを念願致してやみません。

以上をもちまして私の祝辞と致します。

昭和二十五年十一月十五日

浦和地方家庭裁判所長 梶村敏樹